

警察庁職員の健康安全管理に関する訓令

施行	昭和52年 1 月21日	(警察庁訓令第 1 号)
改正	平成 5 年 3 月18日	警察庁訓令第 4 号
	平成16年 4 月 1 日	警察庁訓令第 7 号
	平成19年 1 月15日	警察庁訓令第 1 号
	平成28年 7 月25日	警察庁訓令第11号
	平成31年 4 月 1 日	警察庁訓令第 7 号
	令和元年 7 月 1 日	警察庁訓令第 2 号
	令和 2 年12月28日	警察庁訓令第12号
	令和 3 年 3 月31日	警察庁訓令第 3 号
	令和 5 年 9 月29日	警察庁訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 警察庁職員（以下「職員」という。）の健康及び安全保持に関して必要な事項は、人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則10－4」という。）、人事院規則10－5（職員の放射線障害の防止）（以下「規則10－5」という。）及び人事院規則10－7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則10－7」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(事務の委任)

第 2 条 規則10－4、規則10－5 及び規則10－7 に規定する警察庁長官（以下「長官」という。）の権限に属する事務は、規則10－4 第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第12条第 1 項及び第 3 項、第26条第 1 項、第26条の 2 第 1 項、第27条、第33条、第35条第 1 項及び第 2 項並びに規則10－5 第12条、第21条及び第27条第 2 項に定めるものを除き、附属機関及び地方機関ごとに、それぞれの長に委任する。

(健康管理者及び安全管理者)

第 3 条 規則10－4 第 5 条に定める健康管理者及び同規則第 6 条に定める安全管理者は、別表の機関区分の欄に掲げる警察庁本庁、附属機関及び地方機関（以下「各機関」という。）ごとに、それぞれ同表の健康管理者及び安全管理者の欄に掲げる者とする。ただし、警察庁本庁、附属機関及び管区警察局にあつては、同条第 2 項第 3 号に掲げる事務を所掌する安全管理者は、会計課長とする。

- 2 第2条の規定にかかわらず、各機関の長（当該機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局長。以下同じ。）は、内部組織の構成等により特に必要があると認める場合は、前項に定める官職にある者のほか、当該機関を細分した組織（以下「細分した組織」という。）ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから健康管理者及び安全管理者を指名することができる。

（健康管理担当者及び安全管理担当者）

第4条 各機関の長は、各機関（細分した組織にあっては、それぞれの組織）ごとに、それぞれ当該機関の職員の健康管理に関する事務又は安全管理に関する事務を所掌する係長以上の官職にある者のうちから、規則10－4第7条に定める健康管理担当者及び安全管理担当者を指名するものとする。

（野外実験等の場合の体制）

第5条 各機関の長は、野外実験等（規則10－4第8条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）又は共同野外実験等（同条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を行う場合においては、当該野外実験等又は共同野外実験等の実施の指揮に当たる者又はこれに準ずる者を健康管理又は安全管理の責任者に指名しなければならない。

- 2 各機関の長は、他の各機関と野外実験等を共同して行う場合においては、当該各機関の長と協議して、健康管理及び安全管理を総括する責任者を設置し、その他当該野外実験等に係る職員の健康障害又は健康の防止を一体的に行うための措置をとらなければならない。
- 3 各機関の長は、都道府県警察と野外実験等を共同して行う場合においては、当該都道府県警察と協議して、前2項に準じ、当該野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止に関する必要な措置をとるものとする。

（火元責任者）

第6条 規則10－4第11条に定める火元責任者は、警察庁本庁にあつては警察庁庁内管理規程（昭和40年警察庁訓令第12号）第6条第2項に定める火気取扱責任者と、附属機関及び地方機関にあつては当該機関の長が指名した者とする。

（勤務環境の検査の記録）

第7条 各機関の長は、規則10－4第16条第2項に定める検査を行ったときは、勤務環境検査記録書（別記様式第1）を作成するものとする。

(健康診断の実施)

第8条 各機関の長は、規則10－4第19条に定める健康診断（以下「採用時等の健康診断」という。）及び同規則第20条に定める健康診断（以下「定期の健康診断」という。）のほか、伝染性疾患が流行し、又は流行するおそれがある場合の他必要と認める場合は、同規則第21条に定める健康診断（「臨時の健康診断」という。）を行うものとする。

2 各機関の長は、採用時等の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断（以下「各種健康診断」という。）を実施したときは、その結果を当該各種健康診断を受けた職員に通知するものとする。

(健康診断の検査項目の省略)

第9条 各機関の長は、採用時等の健康診断又は定期の健康診断を行う場合において、別に定める者については、その検査項目の全部又は一部を省略することができる。

(面接指導等)

第10条 各機関の長は、勤務時間の状況その他の事項が別に定める要件に該当する職員については、その疲労の蓄積状況及び規則10－4第5条第2項第3号に定める面接指導の申出の有無を書面により確認するものとする。

(指導区分通知書の交付等)

第11条 各機関の長は、規則10－4第23条に定める指導区分の決定又は変更を受けた職員に対し指導区分通知書（別記様式第2）を交付するとともに、当該職員の健康管理に関し必要な指導を行わなければならない。

(要事後措置通知書の送付等)

第12条 各機関の長は、規則10－4第24条第1項に定める事後措置をとる必要があると認める場合には、当該措置の内容に応じ、権限を有する者に要事後措置通知書（別記様式第3）を送付するものとする。

2 前項の規定により事後措置に関する通知を受けた者は、速やかに適切な措置をとるものとする。

(健康管理等の記録の送付)

第13条 各機関の長は、職員が各機関の長を異にして異動した場合又は他省庁若しくは都道府県警察へ異動した場合は、当該職員の健康管理の記録及び規則10－5第24条第1項

第1号から第3号まで及び第3項に定める記録を異動後の各機関若しくは他省庁の長又は警視総監、道府県警察本部長若しくは方面本部長へ送付するものとする。

(健康管理手帳等)

第14条 附属機関及び地方機関の長は、職員が規則10－4第26条に定める健康管理手帳の交付を受けるべき者又は同規則第26条の2に定める特別健康管理手帳の交付を受けるべき者に該当することとなった場合は、関係書類を添えて長官に報告するものとする。

(健康診断の実施結果等の報告)

第15条 附属機関及び地方機関の長は、別に定めるところにより、毎年5月末日までに、前年4月1日に始まる年度における各種健康診断及び規則10－4第22条の4第1項に定める検査の実施結果、同条第4項に定める面接指導の実施結果並びに職員に対して行った健康管理上の指導事項の概要を長官に報告しなければならない。

(異常な事態に備えるための訓練等)

第16条 各機関の長は、災害又は事故による異常な事態に対処して職員の退避等の措置を的確かつ円滑にとることができるようにするため、消火、避難等の設備及び用具の整備に努め、随時点検を行うとともに、必要に応じ消火、避難等の訓練を行うものとする。

(設備等の定期検査の記録)

第17条 各機関の長は、規則10－4第32条第1項に定める定期検査を行ったときは、定期検査結果記録書(別記様式第4)を作成しなければならない。

(設備等の報告)

第18条 附属機関及び地方機関の長は、規則10－4第33条に定める設備等(同規則第34条に定める設備等を除く。)及び規則10－5第3条第5項第1号に定めるエックス線装置を設置し、変更し、又は廃止したときは、別に定めるところにより、速やかに長官に報告しなければならない。

(災害等の報告)

第19条 附属機関及び地方機関の長は、職員の勤務する場所において、規則10－4第35条第1項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、速やかに発生状況等を長官に報告し、かつ、災害又は事故の発生した日(同項第1号の災害にあつては、職員が死亡した日)から10日以内に重大災害等報告書(別記様式第5)により長官に報告しなければならない。

らない。

- 2 附属機関及び地方機関の長は、規則10－5第21条各号に掲げる場合に該当する事態が発生したときは、速やかに発生状況等を長官に報告し、かつ、その発生の日から10日以内に書面により長官に報告しなければならない。
- 3 附属機関及び地方機関の長は、毎年5月末日までに、勤務場所における前年の4月1日に始まる年度の職員の災害の発生状況等について、年次災害報告書（別記様式第6）により長官に報告しなければならない。

（細則）

第20条 各機関の長は、この訓令に定めるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に関し必要な事項を定めることができる。

- 2 附属機関及び地方機関の長は、前項の事項を定め、変更し、又は廃止したときは、その写しを添えて、速やかに長官に報告しなければならない。

附則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関 区 分	健康管理者及び安全管理者
警 察 庁 本 庁	人 事 課 長
警 察 大 学 校	庶 務 課 長
科 学 警 察 研 究 所	総 務 課 長
皇 宮 警 察 本 部	教養厚生課長
管 区 警 察 局	警 務 課 長
東京都警察情報通信部	通信庶務課長
北海道警察情報通信部	通信庶務課長

別記様式第1（第7条関係）

勤 務 環 境 検 査 記 録 書				
機 関 名				
検 査 日 時	検 査 方 法	検 査 箇 所	検 査 条 件	検 査 結 果
検 査 担 当 者 の 官 職 氏 名				
検 査 の 結 果 と つ た 措 置				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2（第11条関係）

指導区分通知書

年 月 日

殿

あなたは、健康診断・面接指導により次のとおり指導区分が決定・変更されましたので、通知します。

指 導 区 分		内 容
生 活 規 正 の 面	A	勤務を休むこと
	B	勤務を軽減し、無理をしないこと
	C	ほぼ平常の勤務を行ってよい
	D	平常の生活でよい
医 療 の 面	1	医師の直接の治療を受けること
	2	定期的に医師の観察、指導を受けること
	3	特に医療行為は要しない
備 考		

備考 1 指導区分の該当する記号及び番号を○で囲む。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3 （第12条関係）

要 事 後 措 置 通 知 書

年 月 日

長 殿

に対し、次のとおり事後措置をとることを適当と認めるので、通知します。

措 置		出張を制限する		時間単位の休暇の承認
		出張させない		日単位の休暇の承認
		時間外勤務を制限する		勤務場所の変更
		時間外勤務をさせない		職務の変更
		深夜勤務を制限する		休職
		深夜勤務をさせない		
病 名				
備 考				

- 備考
- 1

措置欄は、該当する欄に○印を記入する。
- 2

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4（第17条関係）

定期検査結果記録書					
機 関 名		種 類 、 型 式			
設 置 年 月 日		能 力			
検 査 項 目		異 常 又 は 欠 陥 の 箇 所 及 び 種 類			
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者 の 官 職 氏 名		検 査 の 結 果 と つ た 措 置	
次 回 検 査 年 月	年 月	安 全 管 理 者 の 官 職 氏 名			

備考 1 定期検査を必要とする設備等は、規則10－4別表第7及び第8に掲げるものとする。
2 アンダーライン部分には、検査の対象となった設備等の具体的な名称を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 5 （第19条関係）

重 大 災 害 等 報 告 書						
機 関 名			重大災害等の あった機関名			職 員 数
所 在 地			所在地			人

災 害 又 は 事 故 の 種 類						
発 生 日 時	年 月 日 時 分					
発 生 場 所						
設 備 等 の 種 類 (名 称 及 び 型 式)						
同一の原因によって	死 亡	休 業 8 日 以 上	休 業 1 日 以 上 8 日 未 満	不 休 災 害	計	
災害を受けた職員数	人	人	人	人	人	
死亡職員氏名等						
氏 名	性 別	年 齢	俸 給 表、 等 級	職 名 (職 務 内 容)	傷 害 の 部 位 及 び 傷 病 名	死 亡 年 月 日
	男 女	歳	等 級			
	男 女	歳	等 級			
	男 女	歳	等 級			
	男 女	歳	等 級			
	男 女	歳	等 級			
災害又は事故の発生状況及び原因			略図			
健康管理又は安全管理上の問題点及びその後とった措置						

年 月 日 作成

記 入 者 官 職 氏 名
安全管理者 官 職 氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 （第19条関係）

年 次 災 害 報 告 書				年度分
機 関 名		職 員 数	人	
所 在 地		災 害 発 生 の 有 無	有 ・ 無	

氏 名	性別	年 齢	災害発生 の 日 時	傷害の部位 及び傷病名	休業 日数	作業の概況及び 災害発生の原因
	男	歳	年月日時		日	
	女					
	男	歳	年月日時		日	
	女					
	男	歳	年月日時		日	
	女					
	男	歳	年月日時		日	
	女					

年 月 日作成

記 入 者 官職 氏名
安全管理者 官職 氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。